

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

1. 趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金の特例措置の期間を延長するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応として、両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金）の特例措置の期間を延長することを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 雇用調整助成金（※）

新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の期間を令和2年12月31日まで延長する。

(2) 両立支援等助成金（雇保則第116条）

- ① 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金（雇保則附則第17条の2の4）
特例措置の期間を令和2年12月31日まで延長する。

【現在の特例措置】

- 令和2年2月27日から同年9月30日までの間において、新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校に通う子どもの保護者である労働者の休暇取得に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対し、助成金を支給するもの。

- ② 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金（雇保則附則第17条の2の5）

特例措置の制度整備及び周知の期間を令和2年12月31日まで延長する。

【現在の特例措置】

- 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性に対して、休暇を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講じている事業主であって、対象被保険者に対して同年5月7日から令和3年1月31日までの間に当該休暇を合計して5日以上取得させたものに対し、助成金を支給するもの。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号及び第6号並びに第2項

4. 施行期日等

公布日：令和2年9月下旬（予定）

施行期日：公布の日

（※）雇用調整助成金については、当分科会の諮問事項ではない。